

新型コロナウイルス感染症の影響により
後期高齢者医療保険料の納付が困難な方に対する

徴収の猶予制度

徴収の猶予

- ◎ 新型コロナウイルス感染症に関連して、世帯主及び被保険者本人が以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、保険年金課にご相談ください（徴収猶予：高齢者の医療の確保に関する法律第111条及び滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第16条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）病気にかかった場合

世帯主が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

世帯主が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

世帯主が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

大津市健康保険部保険年金課 TEL 077-528-2687（直通）